

八尾市路上喫煙マナーの向上を応援するサポーターの取扱いに関する要領

八尾市路上喫煙マナーの向上を応援するサポーターの取扱いに関する要領（平成24年6月20日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、八尾市路上喫煙マナーの向上を市民とともに推進する条例（平成22年八尾市条例第11号。以下「条例」という。）第1条の目的を達成するため、八尾市路上喫煙マナーの向上を応援するサポーター（以下「サポーター」という。）を設けることとし、その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（登録ができる者）

第2条 登録ができる者は、条例第1条の目的に賛同し、次条に掲げる活動に参加する意思を有する個人又は団体とする。ただし、条例第11条で規定する八尾市路上喫煙マナー向上推進員（以下「推進員」という。）の委嘱を受けた者を除く。

（活動内容）

第3条 サポーターは、市が提供する路上喫煙マナー啓発ポスターの掲示を行うものとする。

2 サポーターは、市又は推進員からの要請を受け、当該要請に応じる意思を有する場合には、市又は推進員が行う路上喫煙マナー向上のための活動に参加することができる。

（登録手続き）

第4条 登録を希望する者は、次の各号に掲げる事項を記載した書面（用紙及び様式は自由とする。以下「申出書」という。）（参考：別添様式）を八尾市経済環境部環境保全課へ直接持参し、又は郵送、FAX及び電子メール若しくは推進員を経由した提出のいずれかの方法により提出するものとする。

(1) 登録を希望する旨

(2) 次に掲げる個人又は団体の区分に応じ、それぞれ定める事項

ア 個人 氏名及びふりがな、住所、電話番号並びに電子メールアドレス

イ 団体 団体名、代表者の氏名及びふりがな、事務所の所在地、電話番号、電子メールアドレス並びに団体の活動内容

(3) 路上喫煙について感じること

(4) 市ホームページへの氏名又は団体名の掲載の諾否

(登録期間)

第5条 登録期間は、本制度が存続する期間とする。

(登録の終了)

第6条 市長は、第4条の登録手続きをした者（以下「登録者」という。）が、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、直ちにその登録を終了するものとする。

(1) 登録をやめる旨の申出を受けたとき。

(2) 推進員の委嘱を受けたとき。

(登録の取消し)

第7条 市長は、サポーターが本制度の目的に反する行為又は法令に違反する行為を行ったと認めるときは、直ちにその登録を取り消しするものとする。

(登録者の市ホームページへの掲載)

第8条 市長は、登録者の氏名又は団体名を、市ホームページへ掲載することができる。ただし、第4条第4号の規定により、市ホームページへの氏名又は団体名の掲載を拒否する旨の申し出をした者は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年1月11日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日において、この要領施行の日以前に実施したサポーター募集に基づき登録された者は、この要領の規定により登録された者とみなす。